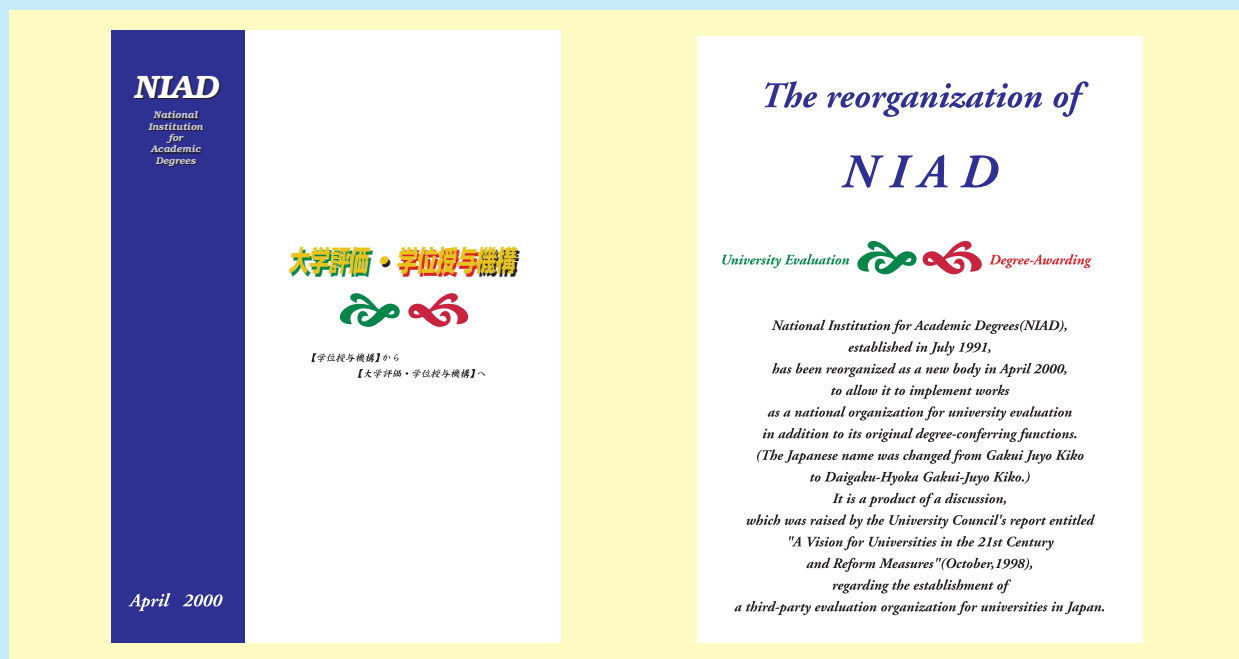


大学評価 学位授与 機構ニュース

National Institution for Academic Degrees

第 19 号

平成 12 年 4 月発行



★改組された大学評価・学位授与機構を説明したパンフレット★

目 次

◆機構改組にあたって

○大学評価・学位授与機構長

木 村 孟 …2

◆大学評価・学位授与機構に寄せて

○評議員会会長

戸 田 修 三 …3

◆大学評価時代の幕明け

○創設準備委員会委員長 井 村 裕 夫… 4

◆大学評価機関の創設と学位授与機構の改組

…………… 5

◆調査研究状況

○「学位研究」第11号を発行 …………… 9

○調査研究成果から …………… 9

学位授与機構における学位取得者の

意識と動態 …………… 9

◆機構の窓

○平成12年度学位授与関係審査スケジュール

…………… 11

○人事異動 …………… 12

○移転のお知らせ …………… 14

◆機構を去るにあたって

○岩 村 秀 …………… 15

◆大学評価・学位授与機構教職員名簿…………… 16

機構改組にあたって

大学評価・学位授与機構長

木 村 孟



このたび、大学評価・学位授与機構長を拝命いたしました。よろしくお願ひ申し上げます。

大学評価・学位授与機構は、従来の学位授与事業に加え、新たに大学評価事業を実施する機関として、本年4月に改組され、新たなスタートを切ることとなりました。今回の改組に当たり、文部省をはじめ、大学評価機関（仮称）創設準備委員会の委員の先生方並びに多くの国立大学、大学共同利用機関の関係者の皆様に、全面的なご支援を賜りました。この紙面をお借りして、衷心より御礼申し上げる次第であります。

大学改革については、現在、各大学においてその取り組みが精力的に進められ、これにより我が国の大学の様相が大きく変わりつつあります。しかしながら、21世紀を間近にした今日、我が国を取り巻く社会情勢の変化は極めて激しく、大学をめぐる環境はますます厳しいものとなっています。特に国立大学にあっては、独立行政法人化の問題など設置形態の在り方そのものが問われており、改革の手は一寸たりともゆるめられない状況となっています。こうした中、平成10年10月の大学審議会答申において、我が国の大学の個性化を実現するための改革の方向が打ち出され、その具体的な方策の一つとして第三者評価機関の設置の必要性が提言されました。

この提言を具現化するため、昨年4月に大学評価機関（仮称）創設準備委員会が当機構に設置され、集中的に議論を重ねた結果、評価機関の創設に係る基本的な考え方を示した報告書が本年2月にとりまとめられました。また、大規模な機構改革のための予算の確保や関係法案の整備など所要の作業も精力的に進められ、今回の改組の運びとなったところで

あります。

大学評価事業という我が国では全く前例のない事業の立ち上げであるにもかかわらず、これら一連の作業がわずか1年という異例の速さで行われたのは、我が国の高等教育に対する関係者の危機感の大きさの表れであると認識をいたしております。新しく実施される大学評価事業は、創設準備委員会報告で示された提言に沿って、平成12年度から段階的に実施し、平成15年度から本格的に展開していく予定であります。具体的な評価事業の実施方法等については、これから検討を進めていくこととなりますが、当機構は、この事業が各大学の教育研究の改善に真に役立つものとなるためのコーディネーター役として、円滑な事業運営に心がけていきたいと考えております。

大学評価・学位授与機構は、大学評価と学位授与という我が国の高等教育政策において極めて重要な2つの事業を実施する重責を担うことになります。当機構といたしましては、これまで以上に大学関係者をはじめ各方面の皆様方のご協力をいただきながら、これらの事業を円滑に運営し、組織を確固たるものにして参りたいと考えております。今後とも引き続きご支援、ご指導賜りますよう心よりお願い申し上げます。

きむら・つとむ 昭和13年生 工学博士

東京工業大学名誉教授

東京工業大学学長を歴任、平成10年4月学位授与機構長、平成12年4月から大学評価・学位授与機構長、その他現在大学審議会特別委員、中央教育審議会委員、生涯学習審議会委員、社団法人地盤工学会会長、教育課程審議会会長。著書に「土の応力伝播」、「土質力学」など多数。

専門：地盤基礎工学

大学評価・学位授与機構に寄せて



生涯学習ニーズの高まりに應えると共に、高等教育における履修形態の柔軟化や多様な学習成果の評価に基づき、一定の

要件を充足した者に対し、学位を授与するという途を開くために、平成3年7月に学位授与機構が創設された。爾来9年近い年月を閲みし、本機構は社会から高い評価を博し、一定の役割を果たしてきたことは周知のところである。このたび本機構は、その成果を継承しつつ、この機能に加えて、新しく大学評価の重要性に関する社会的要請を背景に、そのための機能も果たすべく、機構を改組し、大学評価・学位授与機構として発足することになった。

いうまでもなく、21世紀に向けて我が国の大学が、人材の養成と学術研究等を通じて社会の負託に応えるため、教育研究の更なる向上を目指した改革へのシステムの構築が求められている。その方策の一つとして、大学審議会は、「21世紀の大学像と今後の改革方策について」（平成10年10月）の答申で、「多面的な評価システム」の必要性を強調し、その一環として、大学における自己点検・評価を踏まえての、第三者評価システムの導入と、そのための機関の設置を提言した。この提言を受けて、このたび大学評価・学位授与機構が設置されたわけであるが、これにより、従来の学位授与機構の業務に加えて、新しく大学評価に関する事業を実施することになる。その結果、本機構は新しく大学評価事業及びこれに関する調査研究事業並びに情報の収集・分析・提供事業を実施することになる。そのため、それに伴う組織や運営面における機構改革がなされるだけでなく、施設の整備等も含め、本機構設置の趣旨実現に向けて、焦眉の急を要する課題が山積して

大学評価・学位授与機構評議員会会長

戸 田 修 三

いるのが現状である。

ところで本機構は、大学共同利用機関と同様の位置付けがなされているので、大学関係者等の幅広い積極的な参画と協力はもとより、その専門的な判断に基づく自律的な運営が行われるべきものである。けだし、大学の教育・研究活動について適正な第三者評価を行うためには、評価に精通した専門スタッフ等の充実と、各専門分野ごとにピア・レビューを基本としつつも、多角的な視点からの評価が行えるような体制の整備が必要だからである。

もとより大学評価の目的は、評価の結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学における教育研究活動の改善に資することにあるが、広く評価結果を社会に公表することにより、大学の評価や大学選択等の判断材料としても役立つ。もっとも、本機構による大学評価結果が、大学に対する資源配分のための参考資料として利用されることがあるとすれば、大学評価の実施に伴う責任の重要性に鑑みて、大学評価に関与する者の責任意識の深化が強く求められることは当然である。

なお、本機構の評価の主たる対象は国立大学とされているが、本機構設置の趣旨に鑑みれば、公私立大学についても、その充実した個性的な教育研究の実態を社会に公にし、その存在理由をアピールするためにも、本機構の評価の定着をまって、将来的にはその積極的な活用が期待される。

とだ・しゅうぞう 大正12年生 法学博士

中央大学名誉教授

中央大学学長、私立大学審議会会長、大学設置審議会委員、大学基準協会会長、臨時教育審議会専門委員、日本学術会議会員、大学審議会委員・同大学院部会長、日本私学振興財団理事長、日本私立学校振興・共済事業団理事長等を歴任。現在、大学評価・学位授与機構評議員会会長。著書に「商法（総則・商行為・有価証券）」・「商法入門」・「海商法」など多数。

大学評価時代の幕明け

—大学評価・学位授与機構に期待する—

大学評価機関（仮称）創設準備委員会委員長

井 村 裕 夫



本年4月より大学評価・学位授与機構が発足することとなりました。わが国にも、いよいよ本格的な大学評価の時代が

始まることになったと言えます。

学問の府である大学にとっては、自由闊達な雰囲気は何よりも大切であります。従って本来なら、国は十分な資金を投資し、大学の自由裁量に任せるのが理想でありましょう。しかし、世界の各国で大学評価が大きい問題となっているのは、大学への進学率が増し、研究も高度化して大学への投資が年々増大するからであります。そこで評価によって国民への説明責任を果たし、限られた資源を有効に活用することが必要となってきました。経費の大部分を国から受けている国立大学にとっては、評価は避けて通ることのできない課題となってきました。そのためには、できるだけ公正で適確な評価をいかに行うかが重要となります。大学評価機関は文部省から独立した大学共同利用機関であり、その教職員は評価の研究、実務、公報などを担当するもので、評価の実施者は大学等の研究者であります。最も公平性と客観性が期待できる、ピア・レビューのシステムと言えます。

しかし評価には正負の両面があることに、常に注意する必要があります。正の側面は、評価によって大学人の緊張感が増し、良い意味での競争的環境が生まれて、教育・研究の充実が期待できる点であります。努力する大学は評価によって社会的に認知され、さらに大学の機能を充実させることができます。評価は大学活性化の刺激薬の役目を果たしてくれるものと期待されます。負の側面は大学人が闊達さを

失ったり、息の長い研究をしなくなったりするおそれがあることであります。大学が序列化されたり、反って画一化されたりする懸念の声も聞かれます。もとより、どのような制度にも負の側面があります。わが国の議論ではややもすれば負の側面を誇張しがちではありますが、正負両面のバランスをよく考え、正の側面を最大に、負の側面を最少にするための努力をしなければなりません。幸いにも、かなりの数の教官がこの評価機構で働くことになりますので、そのための有効な方法が開発されるものと考えます。

わが国の大学評価は自己点検・評価から始まりました。もちろん自己点検は、あらゆる組織で必要であります。またその結果の第三者による検証も、かなり広く行われています。しかし、これらの方法は多くの時間を必要とするにもかかわらず、客観性が乏しく、またその結果を如何に生かすかについても、明確な方針はありません。そこにこうした方法の限界があるものと考えます。

新しく発足する機関は、こうしたわが国の評価の問題を解決するものであってほしいと願っています。ややもすれば評価を曖昧なものに形骸化しがちなわが国の文化の中で、新しい時代を先導するに相応しい説得力と客観性のある評価を行うことによって、わが国の大学の活力の向上に貢献する機関となることを期待します。

いむら・ひろお 昭和6年生 医学博士

京都大学名誉教授

京都大学学長、国立大学協会会長、大学設置・学校法人審議会委員等を歴任、平成11年5月から大学評価機関（仮称）創設準備委員会委員長（平成12年3月まで）、現在、大学審議会副会長、大学評価・学位授与機構評議員会副会長、科学技術会議議員、日本学士院会員。著書に「生命のメッセンジャーに魅せられた人びと」他専門書多数。

大学評価機関の創設と学位授与機構の改組

○はじめに

平成12年3月24日、国立学校設置法の一部を改正する法律案が国会において可決・成立しました。学位授与機構を改組し、大学等の教育研究活動等の状況についての評価及びその結果の提供等の業務を追加する内容が盛り込まれたこの法律案の成立により、学位授与機構は本年4月1日、大学評価・学位授与機構として新たなスタートを切ることになりました。大学評価機関の創設準備については、本機構ニュース第17号及び18号で、創設準備委員会での審議状況を紹介していますが、ここでは、その後の同委員会での審議の経過や改組後の組織の概要などについて説明します。

○大学評価機関（仮称）創設準備委員会報告

大学評価機関（仮称）創設準備委員会では、委員会設置後、精力的に審議が重ねられ、平成11年9月には中間報告がとりまとめられるとともに、その後もさらに実質的な審議が進められ、平成12年2月に最終報告がまとめられました。この間、創設準備委員会では、発足後わずか1年足らずで委員会8回、専門委員会14回、ワーキング・グループでの審議を含めると合計31回に及ぶ精力的な審議が進められました。

最終報告の概要は以下のとおりです。

なお、報告書全文については、機構ホームページ(<http://www.niad.ac.jp>)に掲載されています。

★大学評価機関の創設について(報告)の概要

1 大学評価機関の必要性

平成10年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」、及び平成11年6月の学術審議会答申「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」において、第三者評価の必要性が示されたところである。

このため、大学等の教育研究活動等に関し、各専門分野ごとにピア・レビューを基本としながら、学生や企業等の利用者の視点等も加味した多様な観点からの評価を行うことができる体制を用意する必要がある。そこで、各大学等が共同して利用することのできる専門の評価機関を設置するものである。

2 整備の基本的方向

- ① 平成12年度に、学位授与機構を改組し、大学評価機関としての事業と、従来の学位授与機構の業務を併せて実施する新機関（「大学評価・学位授与機構」）とする。
- ② 新機関は、従来の学位授与機構の業務に加え、大学評価事業、大学評価に関する調査研究事業、大学評価に関する情報の収集・分析・提供事業を実施する。
- ③ 新機関は、大学共同利用機関と同様の位置付けとし、大学関係者等の参画を得て運営を行い、その専門的な判断に基づいて自律的に運営を実施する。

3 大学評価事業

(1) 評価の目的

- ① 評価結果を各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てる。
- ② 大学等の諸活動の状況や成果を多面的に明らかにし、それを社会に分かりやすく示すことにより、公共的な機関として大学等が設置・運営されている点について広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進する。

(2) 評価の対象

評価の対象は、大学及び大学共同利用機関とし、評価を受けるかどうかは各機関の設置者の判断によるが、国立の大学等は、全機関について評価する。

(3) 評価事業の内容、方法等

ア 評価事業として

- ① 全学テーマ別評価（個別の学部等の課題ではなく、大学等としての全学的な課題に関するテーマを設定して行う。）
- ② 分野別教育評価（原則として学部、研究科単位、5年周期を基本とする。）
- ③ 分野別研究評価（原則として学部及び研究科、大学附置研究所、大学共同利用機関単位、5年周期を基本とする。）等を行う。

イ 評価の実施方法としては、各大学等の自己評価、評価機関独自の調査等に基づき、訪問調査又はヒアリングを行い、さらに、大学評価委員会の審議により、記述式の評価結果を取りまとめ、評価報告書として公表する。その際、評価結果に対する意見の申立ての機会を設ける。

(4) 機関発足当初の評価事業の実施について

- ① 全学テーマ別評価については、平成12年度はテーマを絞って実施するものとする。
- ② 分野別評価については、平成14年度までは対象分野や対象大学数を絞って段階的に実施することにより、平成15年度からの本格実施に向けて必要な態勢を整えるものとする。

(5) 評価結果の記述

評価結果の記述については、各評価項目ごとの評価の記述と各評価項目を通じた総合的な評価の記述をもって行うものとする。

(6) 評価結果の活用

評価結果については、各大学等にフィードバックすることにより、各大学等の教育研究活動の改善に役立てられるほか、広く社会に公表されることにより、学生、企業等が大学を選択する上での判断材料の一部としたり、大学等に対する資源配分機関が配分のための参考資料の一部とするなど、幅広く活用されることが期待される。

4 調査研究事業

各大学等の実施する自己点検・評価及び民間、外国における評価を調査対象とし、評価の指標の有効性や評価手法に関する研究等を行う。また、調査研究の成果は、外部に公表・提供する。

5 情報収集・分析・提供事業

国内外の評価に関する情報を収集し、各大学や民間の評価機関等に提供するとともに、大学情報等を蓄積した大学情報データベースの構築を指向した情報収集・分析・提供事業を行う。また、本機構が行う評価についてもインターネット等を活用して、広く国民に提供する。

6 組織・運営

新機関においては、学位授与関係の業務を担ってきた教員組織や事務組織に加え、大学評価関係の業務を担う教員組織として評価研究部を、事務組織として評価事業部を設置するほか、管理部の拡充を図る。また、評価事業の実施のため、大学評価委員会を設置する。大学評価委員会に、専門分野別に専門委員会を置き、委員のほかに、専門家を「評価員」として活用する。

さらに、新機関は、自己点検・評価を行うとともに、外部者による検証に努め、その不断の改善充実を図っていくことが必要である。

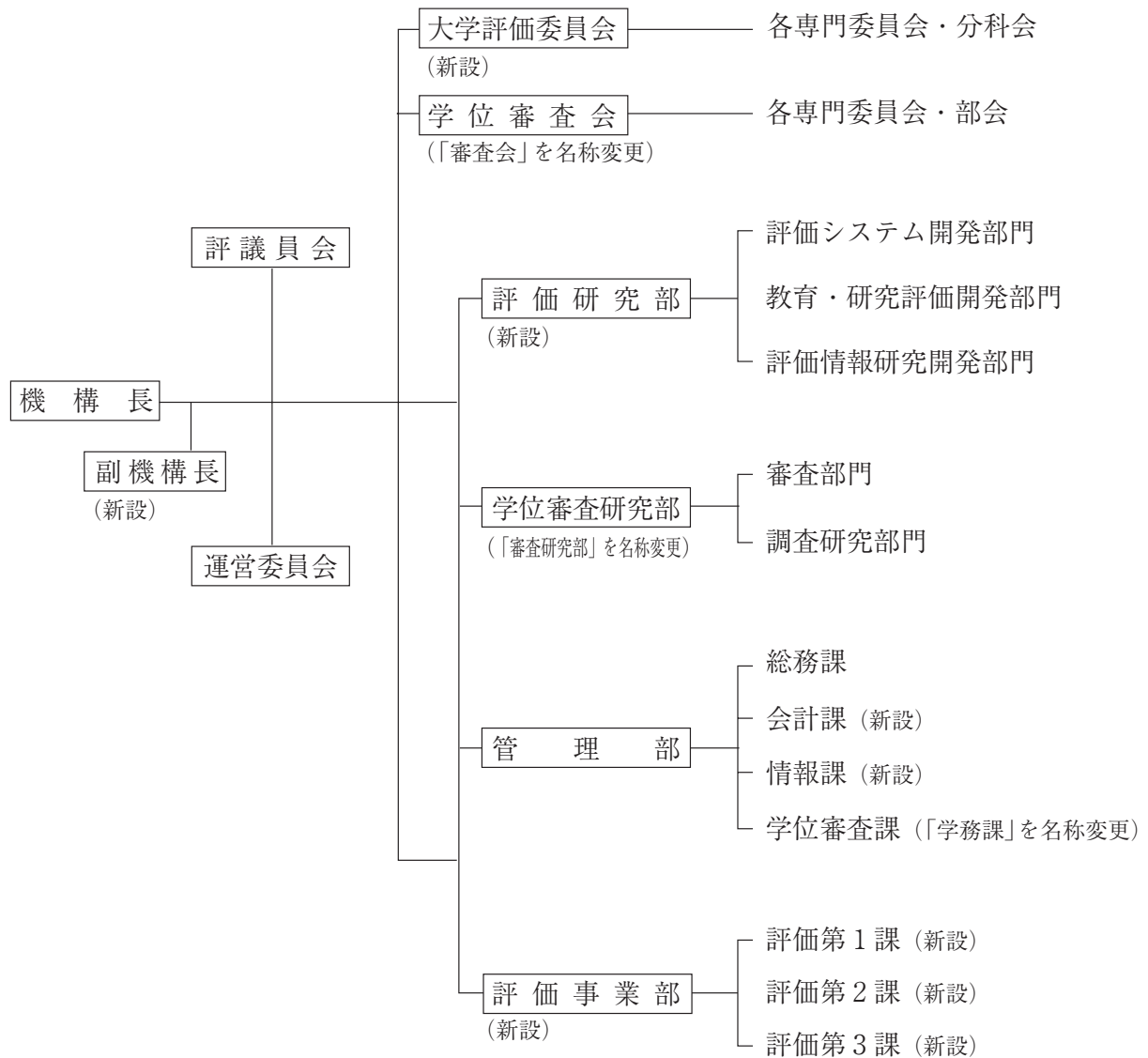
（以上、最終報告の概要）

○大学評価・学位授与機構の組織について

大学評価・学位授与機構の組織については、昨年8月末に創設準備委員会での検討状況を踏まえた形での概算要求が財政当局に対し行われました。その後、政府予算案の内容としてとりまとめられ、本年3月、通常国会において同予算案が可決・成立しました。

平成12年度の大学評価・学位授与機構の組織は以下のとおりです。

平成12年度 大学評価・学位授与機構の組織



一方、機構の改組に係る関係法案については、本年2月に国会に提出され、所要の審議を経て同年3月24日に可決・成立し、3月31日に公布されると

もに、4月1日に施行されました。改正された法律の内容は以下のとおりです。

国立学校設置法の一部を改正する法律新旧対照条文（抜粋）

新	旧
第三章の五 大学評価・学位授与機構 （大学評価・学位授与機構） 第九条の四 大学等（大学及び大学共同利用機関をいう。以下この項において同じ。）の評価及び学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、大学評価・学位授与機構を置く。 一 大学等の教育研究水準の向上に資するため、大学等の教育研究活動等の状況について評価を行い、その結果について、当該大学等及びその設置者に提供し、並びに公表すること。 二 学校教育法第六十八条の二第三項に定めるところにより、学位を授与すること。 三 大学等の教育研究活動等の状況についての評価に関する調査研究及び学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。 四 大学等の教育研究活動等の状況についての評価及び大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。 2 前項第一号の評価の実施の手続その他同号の評価に関し必要な事項は、文部省令で定める。	第三章の五 学位授与機構 （学位授与機構） 第九条の四 学位の授与に関し、次に掲げる業務を行う機関として、学位授与機構を置く。 一 学校教育法第六十八条の二第三項に定めるところにより、学位を授与すること。 二 学位の授与を行うために必要な学習の成果の評価に関する調査研究を行うこと。 三 大学における各種の学習の機会に関する情報の収集、整理及び提供を行うこと。

（参考）機構改組までの主な経緯

平成11年4月	文部大臣裁定により、大学評価機関（仮称）創設準備室及び創設準備委員会設置	平成12年1月	創設準備委員会第7回会合
5月	創設準備委員会第1回会合	2月	創設準備委員会第8回会合 最終報告とりまとめ公表
7月	創設準備委員会第2回会合		国立学校設置法の一部を改正する法律案国会提出
8月	創設準備委員会第3回会合 大学評価機関に関する創設関連予算の概算要求を財政当局に提出	3月	国立学校設置法の一部を改正する法律案衆議院本会議で可決（14日） 平成12年度政府予算案通常国会で可決・成立（17日）
9月	創設準備委員会第4回会合 中間報告とりまとめ公表		国立学校設置法の一部を改正する法律案参議院本会議で可決・成立（24日）
10月	創設準備委員会第5回会合		
12月	創設準備委員会第6回会合 平成12年度予算編成で大学評価機関の創設が認められる。	4月	大学評価・学位授与機構発足

調査研究状況

●「学位研究」第11号の発行

学位授与機構における調査研究の成果として、「学位研究」第11号を刊行しました。内容は次のとおり。

○論文：

- ・学位授与機構における学位申請者の単位履修パターン
—「単位累積加算制度」に関する基礎的分析—
橋本鉦市・森 利枝・濱中義隆
- ・イギリス高等教育における「単位・モデュラー制度」
—単位累積加算制度を中心に— 安原義仁
- ・フランスにおける学位取得と学習成果の認定の多様性について 大嶋 誠
- ・ドイツ高等教育における単位制度導入の動向
—学位制度と学修課程の検討から—
吉川裕美子
- ・アメリカにおける学外学位授与機関（その3）
—チャーターオーク州立大学の卒業生・中退者の意識と動態— 橋本鉦市
- ・学位授与機構における学位取得者の意識と動態
—学位取得者のフォローアップ調査を中心に—
橋本鉦市・森 利枝・濱中義隆

○研究ノート・資料：

- ・アメリカにおける短期大学の名称について
館 昭

●調査研究成果から

「学位授与機構における学位取得者の意識と動態」

学位審査研究部では、平成10年10月、短大、高専卒業などを基礎資格とする学士学位授与者（いわゆる一項学士）に対する大規模な「フォローアップ調査」を実施した。設立からすでに8年目を迎え、学士学位授与者も3,500名にまで上るなど、機構の学士学位授与制度が急速な拡大を遂げたことをかんがみ、学士学位授与者の現況、「学士」の実社会で

の意味などを調査研究して、今後のさらなる制度の拡充と運用に資することを目的とした。今回、その調査結果の分析を終えたので、その概要を報告する。

1. 調査の概要

調査対象者：平成5年3月から平成9年9月授与までの一項学士学位授与者全員、のべ3189名。

調査方法：郵送留置法。

調査項目：学位申請時の職業、現在の職業、学士取得の意味、学士の社会的認知度、今後の職業の展望、学位取得までの履修（単位履修、科目等履修生制度、学修成果、申請手続きなど）について、機構の学位授与制度（現行の制度および今後の単位累積加算制度導入への意見など）について、など。

回収率：45.1%（有効発送数2861通、回収数1291通）

2. 申請時の職業と現在の職業

申請時には51.6%が、短期大学もしくは高等専門学校の特攻科の学生で、すべて認定専攻科からの見込申請者である。申請時に既に職業に就いていた者では、保健医療職が多く（全体の32.5%）なっている。

一方、現在の職業を見ると、保健医療職の割合が35.9%で申請時とはほぼ変化がなく、学位取得後も継続して同じ職業に従事していると思われる。申請時と比較して割合が大きく増加するのは会社員・銀行員等（3.5→31.7%）、教員（3.8→9.9%）であり、専攻科の学生の多くが、専攻科修了後、これらの職業に就職しているからである。

また、大学院生が8.6%となっており、調査時点において既に大学院を修了している者がいることも考慮すれば、学士を取得したことによって大学院進学が可能となった者も多いことがわかる。

3. 学位取得の意味

学士の取得の意味を尋ねた項目のうち、肯定的な回答が多かったのは、「自分自身への自信がついた」（84.1%）、「その後の人生の励みになった」（73.6%）、「幅広い教養や知識が得られた」（78.6%）などで、

学修の過程において達成感や知的好奇心が満たされたとする者が多い（なお、数値はいずれも、おおいに当てはまる、やや当てはまるとした者の割合を、無回答・非該当を除いて算出したものである）。

職業関連の項目についても、「仕事上での専門知識が増えた」（52.8%）、「仕事上での自信がついた」（47.5%）となっており、申請時に既に職業に従事していた者に限定すれば、この数値はもっと高くなることから、先の3項目と同様に、肯定的な評価をされているといっていよう。

一方、学位取得による実利的な効果をみると、「就職や転職に有利だった」（40.0%）、「職場での評価・地位・給料が上昇した」（32.9%）、「資格試験が受験できるようになった」（33.1%）と、肯定的な評価を与える割合が少なくなっている。ただし、回答者の中には学位取得後の期間がそれほど経過していない者も多く含まれており、今後、各人の職業キャリアの中で、学士取得のメリットを享受する機会が増加する可能性もある。実際に、「将来の進路に選択の幅が増えた」とした者が66.1%おり、現時点での効果はともかく、将来への期待感を抱く者は多い。

4. 学士取得の全般的な満足度

現時点での学士取得に対する全般的な満足度を尋ねた質問では、「大変満足している」（32.2%）、「まあ満足している」（50.9%）と回答しており、反対に不満であるとしたものは4.8%にとどまっている。機構による学士学位授与制度は、取得者に大きな達成感と満足感をもたらしており、大きな成功をおさめているといっていよう。

5. 学位授与機構の学位の社会的扱い

学位授与機構における学士が、周囲から一般的にどのように評価されているかを尋ねてみると、他の大卒と同等（もしくはそれ以上）とした者が38.3%、大卒と高専・短大卒の中間とする者が40.8%で、ほぼ同数となった。その他として、学位授与機構の知名度が低いと、他の学歴と比較のしようがないと

する意見も多くみられた。

6. 学位取得までの履修、および機構の学士学位授与制度について

これらの質問項目は、回答者による自由記述とした。その意見や感想は、多岐にわたっているが、学位取得までの学修の過程に関しては、大学などでの科目等履修生制度を利用した単位履修などの学修面で、何らかのサポートシステムがほしい、という意見が多く寄せられた。また学修成果や試験の内容に対する詳しいコメントがほしいなどの意見もみられた。

また、機構の制度に関しては、その意義を認め、学士学位授与には満足しているものの、機構自体の社会的認知度の低さについては不満が多かった。機構の制度に関する社会的広報の拡充が大きな課題として残されているとも受け取れるだろう。

以上、機構設立以来、一項目士に対する初めての大規模なアンケート調査の分析結果をかいまんで紹介してきたが、本調査の詳細な分析結果は、機構の研究紀要『学位研究』第11号（平成11年12月発行）に、「学位授与機構における学位取得者の意識と動態—学位取得者のフォローアップ調査を中心に—」として、所収されている。また、機構のホームページ（<http://www.niad.ac.jp>）にも、アップする予定である。

なお、学位審査研究部では、このフォローアップ調査の結果をふまえ、学士学位授与者の正確な現況の把握をはかるため、今後、毎年2回にわたって、より詳細な継続的な追跡調査を実施していくが、その調査結果は、随時、研究紀要『学位研究』ならびにホームページに掲載する予定である。

末筆ではあるが、この調査にご回答していただいた授与者の方々に深謝する次第である。

（文責：学位審査研究部 調査研究部門

橋本鉦市、濱中義隆）

機 構 の 窓

●平成12年度学位授与関係審査スケジュール

区分	学士の学位授与 (6条1項関係)	専攻科関係 〔●：認定関係 ◎：レビュー関係〕	各省庁大学校関係 〔●：認定関係 ○：6条2項関係〕
4月	4月期申請受付(4/7まで)	●認定済専攻科から状況報告書の提出(学年度開始2か月以内)	課程修了者(修士相当課程から申請受付(課程修了後1か月以内))
5月	学位審査会(5月11日)		
	○専門委員会(5/22～6/2) 修得単位の審査 審査担当委員の決定等 試験問題の校正	◎専攻科の概要等の書類提出締切(5/31まで)	○専門委員会(～8月上旬) 審査担当委員の決定等 口頭試問の実施
6月	試験実施(6/18)		
7月	○専門委員会(7/10～8/4) 学修成果・試験の審査 総合判定		
8月	学位審査会(8月25日)		
	学士の学位授与(8月下旬)	◎専攻科の教員調書等及び審査書類提出通知(8/31まで)	
9月		●専攻科の認定申出(9/30まで) ◎次年度レビューの通知(9/30まで)	課程修了者(博士相当課程)から申請受付(課程修了後1か月以内) 修士の学位授与 ●課程の認定申出(9/30まで)
10月	10月期申請受付(10/1～10/7)	◎専攻科の教員調書及び審査書類提出締切(10/31まで)	
11月	学位審査会(11月10日)		
	○専門委員会(11/13～12/1) 修得単位の審査 審査担当委員の決定等 試験問題の校正	●◎専門委員会(～1月下旬) 教員等の審査	●○専門委員会(～1月下旬) 教員等の審査 審査担当委員の決定等 口頭試問の実施
12月	面接試験実施(12/9、10) 小論文試験実施(12/17)		
1月	○専門委員会(1/15～2/2) 学修成果・試験の審査 総合判定		○専門委員会(1月下旬) 可否の判定
2月	学位審査会(2月15日)		
	学士の学位授与(～3月下旬)		博士の学位授与 課程修了者(学部相当課程)から学士の申請受付(課程修了後1か月以内)
3月	学位審査会(3月16日)		
			学士の学位授与

●人事異動

(平成12年3月31日～平成12年4月2日)

1. 学位授与機構

月 日	氏 名	異 動 内 容	異 動 前 等 の 職 名
【学位授与機構審査研究部】			
12. 3. 31	岩 村 秀	停 年	学位授与機構学位審査研究部教授

2. 大学評価・学位授与機構

月 日	氏 名	異 動 内 容	異 動 前 等 の 職 名
【機構長】			
12. 4. 1	木 村 孟	配置換 機構長	学位授与機構長
【副機構長】			
12. 4. 1	高 石 道 明	配置換 副機構長	山口大学事務局長
【評価研究部】			
12. 4. 1	木 村 孟	事務取扱 評価研究部長	
12. 4. 1	川 口 昭 彦	評価研究部教授 併 任 任期：平成13年3月31日まで	東京大学大学院総合文化研究科教授
12. 4. 1	喜 多 一	昇 任 評価研究部教授	東京工業大学大学院総合理工学研究科助教授
12. 4. 1	館 昭	配置換 評価研究部教授	学位授与機構大学評価機関(仮称) 創設準備室教授
12. 4. 1	徳 田 昌 則	評価研究部教授 併 任 任期：平成13年3月31日まで	東北大学東北アジア研究センター 教授
12. 4. 2	石 川 隆 俊	採 用 評価研究部教授	東京大学大学院医学系研究科教授
【学位審査研究部】			
12. 4. 1	齋 藤 安 俊	学位審査研究部長 配置換 学位審査研究部教授	学位授与機構審査研究部長 学位授与機構審査研究部教授
12. 4. 1	小 野 嘉 夫	配置換 学位審査研究部教授	学位授与機構審査研究部教授
12. 4. 1	六 車 正 章	配置換 学位審査研究部教授	学位授与機構審査研究部教授
12. 4. 1	橋 本 鉦 市	配置換 学位審査研究部助教授	学位授与機構審査研究部助教授
12. 4. 1	吉 川 裕美子	配置換 学位審査研究部助教授	学位授与機構審査研究部助教授
12. 4. 1	宮 崎 和 光	配置換 学位審査研究部助教授	学位授与機構審査研究部助教授
12. 4. 1	森 利 枝	配置換 学位審査研究部助教授	学位授与機構審査研究部助教授
12. 4. 1	濱 中 義 隆	配置換 学位審査研究部助手	学位授与機構審査研究部助手
12. 4. 2	神 谷 武 志	採 用 学位審査研究部教授	東京大学大学院工学系研究科教授

月 日	氏 名	異 動 内 容	異 動 前 等 の 職 名
【客 員】			
12. 4. 1	井 下 理	客員教授	慶応義塾大学総合政策学部教授
12. 4. 1	支 倉 崇 晴	客員教授	早稲田大学第一文学部特任教授
12. 4. 1	山 田 礼 子	客員助教授	同志社大学文学部助教授
【管理部長】			
12. 4. 1	井 上 明	配置換 管理部長	学位授与機構管理部長
【管理部総務課】			
12. 4. 1	西 山 晋	配置換 管理部総務課長	学位授与機構管理部総務課長
12. 4. 1	長 瀧 繁	配置換 管理部総務課課長補佐	埼玉大学教育学部事務長補佐
【管理部会計課】			
12. 4. 1	小 山 登	昇 任 管理部会計課長	文部省大臣官房会計課第二予算班 国立学校第一係長
12. 4. 1	岡 田 慎 一	配置換 管理部会計課課長補佐	東京工業大学経理部情報処理課課長補佐
【管理部情報課】			
12. 4. 1	岡 松 良 三	配置換 管理部情報課長	徳島大学経理部情報処理課長
【管理部学位審査課】			
12. 4. 1	松 田 栄 二	配置換 管理部学位審査課長	学位授与機構管理部学務課長
12. 4. 1	高 橋 正 幸	昇 任 管理部学位審査課課長補佐	大学入試センター事業部 事業第一課試験実施第1係長
【評価事業部長】			
12. 4. 1	山 本 晃	昇 任 評価事業部長	文部省高等教育局私学部 私学行政課課長補佐
【評価事業部評価第1課】			
12. 4. 1	中 島 潔	配置換 評価事業部評価第1課長	学位授与機構大学評価機関(仮称) 創設準備室主幹
12. 4. 1	田 中 久仁彦	昇 任 評価事業部評価第1課 全学評価専門官	文部省高等教育局企画課 大学設置調査係長
【評価事業部評価第2課】			
12. 4. 1	神 田 和 明	昇 任 評価事業部評価第2課長	文部省高等教育局医学教育課 医学教育係長
12. 4. 1	佐 藤 哲 爾	昇 任 評価事業部評価第2課 教育評価専門官	東京大学学生部入試課専門職員
【評価事業部評価第3課】			
12. 4. 1	佐 藤 義 幸	配置換 評価事業部評価第3課長	宮城教育大学学生課長
12. 4. 1	小 西 康 行	昇 任 評価事業部評価第3課 研究評価専門官	京都大学学生部教務課専門職員

※管理部、評価事業部については、課長補佐及び専門官以上のみ掲載

●移転のお知らせ

平成12年4月1日の改組に伴う移転により、連絡先が以下のとおりとなりましたのでお知らせします。

なお、学術総合センタービル内及び文京区大塚の学位審査研究部等の電話番号等はダイヤルインとなっているため、いずれも代表となる電話番号等のみを記載しております。

所 属	住 所 及 び 電 話	備 考
○管理部総務課	〒100-8923 東京都千代田区永田町1-11-39 (永田町合同庁舎5階) TEL.03-3597-8055／FAX.03-3597-8056	最寄駅 営団地下鉄(半蔵門線、 有楽町線、南北線) 永田町駅下車
○管理部会計課	〒226-0026 神奈川県横浜市緑区長津田町4259 (東京工業大学長津田キャンパス内) TEL.045-922-6442／FAX.045-923-0258	最寄駅 東急田園都市線 すすかけ台駅下車
○評価研究部 ○評価事業部評価第1課 ○評価事業部評価第2課 ○評価事業部評価第3課	〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-2 (学術総合センタービル内) TEL.03-4212-8163／FAX.03-4212-8165 (評価第1課)	最寄駅 営団地下鉄(半蔵門線) 都営地下鉄(三田線、 新宿線) 神保町駅、 営団地下鉄(東西線) 竹橋駅
○学位審査研究部 ○評価研究部 (評価情報研究開発部門) ○管理部情報課 ○管理部学位審査課	〒112-0012 東京都文京区大塚3-29-1 TEL.03-3942-9946／FAX.03-3942-9962 (情報課) TEL.03-3942-9687／FAX.03-3942-9939 (学位審査課) TEL.03-3942-2355 (学位審査関係問い合わせ専用)	最寄駅 営団地下鉄(丸の内線) 茗荷谷駅

機構を去るにあたって

岩 村 秀

本年3月31日をもって学位授与機構を停年退官いたしました。

学位授与機構の業務については、前任者の兼松顯教授からよくご説明をいただいておりますが、正直なところ着任当初はいささか面食らいました。それまで35年余り、わが国の高等教育の一本道で研究・教育に従事してきており、そこでは学位授与が教育と一体となって行われ、学位請求（申請）に密接に結び付いた論文作成の指導さらには最後の口述試験までが重要な教育の場となっていました。それが学位授与機構では完全に分離されて、教育と離れた認定と学位審査のみを担当することになったからです。しかしながらこの違和感は、新任の教官・新任の専門委員の多くが等しく感じているものであることを知り、やや安心しました。そうして、そのギャップを、制度にない様々な間接的方法で埋めようと努力しておいでのことになりました。修士・博士の学位審査においては、口頭試問が大学のそれに優るとも劣らず専門的且つ教育的であり、学士の学位審査のための小論文試験・面接試験の際にも、学生の提出した学修成果に則した試験問題が作成され、その設問を通して学生に示唆するなど様々な形での指導・助言が行われている場面に立ち会うことができました。教育に対してこのようなチャンネルがあることが分かってからは違和感も薄れ、工業高等専門学校、防衛大学校、防衛医科大学校を訪問したり、校長先生、教官の方々にお会いする機会に、常日頃感じていることを積極的にお伝えすることができました。

赴任当初に専門学校卒業を基礎資格とする者に対する学士の学位授与制度に関する「調査研究会」が

大詰めを迎えており、機構が制度的に進歩している組織であるという印象を強く受けました。その秋には大学審議会の提言がまとまり、これにしたがって進められた大学評価・学位授与機構の創設のペースには、ただ恐れ入るばかりでした。旧機構の方では更に、基礎資格なしで単位累積加算のみによる学士の学位授与制度に関する「調査研究会」が進んでおり、これに関して停年直前にスペインとイタリアの大学を訪問する機会が得られたことは、知的好奇心を最もくすぐられたできごとでした。目的とするような制度そのものについての情報は得られませんが、SOCRATES/ERASMUSプログラムによる大学生の国際交流と、これを支えるヨーロッパ単位移換制度（ECTS）の充実ぶりに目を見張りました。ヨーロッパの平和と安全、ヨーロッパ文化の継承・発展のためには、将来のヨーロッパを担う若者の交流の活性化が不可欠であるというEUの強力な意志を感じました。

わが国でも、学位授与機構の学士の学位を取得して生涯学習に節目を付ける者、大学院進学は言うに及ばず米国の技術士（PE）への受験の道を拓こうと努力する若い学徒などを見るにつけ、これら方々のご健闘を祈らずにはられません。大学評価・学位授与機構のますますのご発展を祈って、退官の挨拶とさせていただきます。

いわむら ひいず 昭和9年生 理学博士

前学位授与機構審査研究部教授、平成12年4月から放送大学教授、慶應義塾大学訪問教授

専門：有機化学、物性化学

大学評価・学位授与機構教職員

(平成12年4月現在)

機構 長 木村 孟
副機構 長 高石 道明

○評価研究部

評価研究部長(事務取扱)

教 授 木村 孟
教 授 (併) 石川 隆俊
教 授 (併) 川口 昭彦
教 授 (併) 喜多 一昭
教 授 (併) 館田 昌則

○学位審査研究部

学位審査研究部長 教授 齋藤 安 俊
教 授 小野 嘉 夫
教 授 神谷 武 志
教 授 六車 正 章
助 教 橋本 鉦 市
助 教 吉川 裕美子
助 教 宮崎 和 光
助 教 森 利 枝
助 手 濱 中 義 隆

客 員 教 授 井 下 理
客 員 教 授 支 倉 崇 晴
客 員 助 教 山 田 礼 子

○管 理 部

部 長 井 上 明
総務課 長 西 山 晋
課 長 佐 瀧 繁
総務 係 長 伊 東 陽 子
人事 係 長 成 相 圭 二
人事 係 長 小 玉 清
企 画 係 長 小 宮 山 義 之
企 画 係 長 山 内 和 哉
人事 係 長 鞍 元 玉 緒
会 計 課 長 佐 登
課 長 補 岡 田 慎 一
総務 係 長 永 山 雅 美
人事 係 長 池 田 雅 洋
係 長 岩 脇 勝 己
経 理 係 長 水 落 均
人事 係 長 小 向 正 彦
係 長 保 坂 義 則
用 度 係 長 原 稔 繼
人事 係 長 明 野 重 哉
係 長 駒 村 高 宏
専門職員 (施設担当) 寅 ケ 口 敬 祥

情 報 課 長 岡 松 良 三
情 報 企 画 係 長 尾 曾 功 一
係 長 山 岸 寛
評 価 情 報 係 長 黒 川 勝 雄
大学 学 習 情 報 係 長 茅 間 利 行
係 長 ネットワーク管理 係 長 先 立 英 喜
学 位 審 査 課 長 松 田 栄 二
課 長 補 佐 高 橋 正 幸
認 定 審 査 係 長 多 田 浩
係 長 事 務 石 川 い ず み
係 長 牧 田 夏 木
学 修 審 査 第 1 係 長 宮 倉 尚 之
係 長 事 務 石 橋 和 哉
係 長 齋 藤 祐 司
学 修 審 査 第 2 係 長 近 藤 正 仁
係 長 事 務 市 川 裕 千 隆
認 定 課 程 係 長 井 上 博 司
係 長 事 務 廣 田 武 士

○評価事業部

部	長	山 本	晃
評価第1課	長	中 島	潔
全学評価専門官		田 中	久仁彦
企画調整係	係長	古 田	和 之
事務官		岡 本	安 生
〃		及 川	幸 史
〃		関 部	順 一
全学評価第1係	係長	玉 木	衛
事務官		工 藤	秀 和
〃		齋 藤	朋 美
全学評価第2係	係長	石 踊	保 広
事務官		根 本	伸 一
〃		内 田	宗 利
全学評価第3係	係長	中 村	俊 晃
事務官		門 田	明
〃		渡 部	秀 明

評価第2課	長	神 田	和 明
教育評価専門官		佐 藤	哲 爾
教育評価第1係	係長	小 野	耕 志
教育評価第2係	係長	三 浦	将 史
教育評価第3係	係長	佐 藤	敬 三
評価第3課	長	佐 藤	義 幸
研究評価専門官		小 西	康 行
研究評価第1係	主任	松 本	昌 三
研究評価第2係	係長	平 野	昌 男
研究評価第3係	係長	増 田	敏 裕

編集後記

○「大学評価・学位授与機構ニュース」第19号をお届けします。

○本機構ニュースは平成6年7月に学位授与機構の広報誌「学位授与機構ニュース」として創刊され、この号で第19号になります。ただし、本年4月の機構の大学評価・学位授与機構への改組にともない、本号より「大学評価・学位授与機構ニュース」と改名しています。

○改組後の最初の号ということで、機構長の挨拶を巻頭としました。また、評議員会会長の戸田先生及び大学評価機関（仮称）創設準備委員会委員長の井村先生からの改組に当たってのご寄稿をいただきました。また、大学評価機関の必要性、整備の基本的方向、事業や組織のあり方を示した創設準備委員会の報告書の要旨を掲載してあります。国立学校設置法の改正条文や、改組後の組織図もあります。

○学位授与関係の記事としては、調査研究の状況として、機構の学士を授与された方のその後の状態などを知るために実施された、「フォローアップ調査」の結果の概要を掲載しています。回答者の方々には、ご協力を深く感謝いたします。全文は『学位研究』第11号に掲載されていますし、ホームページへも掲載予定ですので、ご活用ください。

○その他、恒例の学位関係審査スケジュールや人事異動も掲載されています。

○今回は、大改組の最中の編集となりいろいろ苦労もありましたが、何とか4月中の発行にこぎつけてホッとしています。こうして編集後記を書いていると、機構の機能が拡大し、この広報誌の役割もますます重要性をおびてきたことをひしひしとを感じる次第です。次期広報委員会に期待しております。

(A)

編集 大学評価・学位授与機構広報委員会
〒226-0026

横浜市緑区長津田町4259番地

電話 045-922-6442

Fax. 045-923-0258

HPアドレス

<http://www.niad.ac.jp/>

印刷 (有) 創文社

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-4-1

電話 03-3491-8321